



発行日 令和 6 年 6 月 1 日
(毎月1・15日発行)
発行番号 第 1 0 号
発行所 草 津 市 役 所
草津市草津三丁目13番30号
電話番号(代)077-563-1234

◇◇◇ 目 次 ◇◇◇

◎ 規 則	
草津市事務分掌規則の一部を改正する規則（子ども家庭・若者課）	1
◎ 告 示	
介護保険法第79条第1項の規定による居宅介護支援事業者の指定について（介護保険課）	2
介護保険法第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定について（介護保険課）	2
草津市障害者グループホーム整備事業補助金交付要綱（障害福祉課）	2
草津市DX人材育成支援補助金交付要綱（商工観光労政課）	5
草津市DX人材育成支援補助金審査委員設置要綱（商工観光労政課）	7
公示送達について（税務課）	8
公示送達について（税務課）	9
公示送達について（税務課）	10
◎ 公 告	
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	10
条件付一般競争入札の施行について（契約検査課）	11
条件付一般競争入札の施行について（契約検査課）	13

規 則

草津市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 6 年 5 月 1 0 日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第 3 1 号

草津市事務分掌規則の一部を改正する規則
草津市事務分掌規則（平成 4 年草津市規則第 9 号）の一部を次の表のように改正する。
(下線部分は改正部分)

改正後	改正前												
第 1 条～第 5 条 《現行どおり》 (課等の分掌事務) 第 6 条 《現行どおり》 総合政策部～健康福祉部 《現行どおり》 子ども未来部	第 1 条～第 5 条 《省略》 (課等の分掌事務) 第 6 条 《省略》 総合政策部～健康福祉部 《省略》 子ども未来部												
<table><tr><td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td></tr><tr><td>子ども家庭・若者課</td><td>(1)～(3) 《現行どおり》 《改正前を削る》 《改正前を削る》 (4)～(9) 《現行どおり》</td></tr><tr><td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td></tr></table>	《現行どおり》	《現行どおり》	子ども家庭・若者課	(1)～(3) 《現行どおり》 《改正前を削る》 《改正前を削る》 (4)～(9) 《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	<table><tr><td>《省略》</td><td>《省略》</td></tr><tr><td>子ども家庭・若者課</td><td>(1)～(3) 《省略》 (4) 青少年問題についての調査および研究に關すること。 (5) 青少年問題協議会に關すること。 (6)～(11) 《省略》</td></tr><tr><td>《省略》</td><td>《省略》</td></tr></table>	《省略》	《省略》	子ども家庭・若者課	(1)～(3) 《省略》 (4) 青少年問題についての調査および研究に關すること。 (5) 青少年問題協議会に關すること。 (6)～(11) 《省略》	《省略》	《省略》
《現行どおり》	《現行どおり》												
子ども家庭・若者課	(1)～(3) 《現行どおり》 《改正前を削る》 《改正前を削る》 (4)～(9) 《現行どおり》												
《現行どおり》	《現行どおり》												
《省略》	《省略》												
子ども家庭・若者課	(1)～(3) 《省略》 (4) 青少年問題についての調査および研究に關すること。 (5) 青少年問題協議会に關すること。 (6)～(11) 《省略》												
《省略》	《省略》												
都市計画部～上下水道部 《現行どおり》	都市計画部～上下水道部 《省略》												

付 則
この規則は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

(令和 6 年 5 月 1 0 日揭示済み)

告 示

草津市告示第156号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定により次の者を居宅介護支援事業者として指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき告示する。

令和6年5月7日

草津市長 橋 川 渉

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および主たる事務所の所在地	代表者の氏名と住所	サービスの種類	指定年月日	事業所番号
居宅介護支援事業所 Mats	滋賀県草津市南草津五丁目4番7号 KNKレジデンス南草津203	株式会社Mats 滋賀県草津市南草津五丁目4番7号 KNKレジデンス南草津203	代表取締役 松下 敦 滋賀県栗東市小平井三丁目14-41	居宅介護支援	令和6年5月1日	2570601977

(令和6年5月7日揭示済み)

草津市告示第157号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項本文の規定により次の者を指定地域密着型サービス事業者として指定したので、同法第78条の11第1号の規定に基づき告示する。

令和6年5月7日

草津市長 橋 川 渉

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および主たる事務所の所在地	代表者の氏名と住所	サービスの種類	指定年月日	事業所番号
買いもんデイミナクサ	滋賀県草津市南草津プリムタウン3-20-5	株式会社エーダ ンライフ 滋賀県草津市新浜町463番地19	代表取締役 松永 将孝 滋賀県草津市新浜町463番地19	地域密着型通所介護	令和6年5月1日	2590600405

(令和6年5月7日揭示済み)

草津市告示第158号

草津市障害者グループホーム整備事業補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和6年5月10日

草津市長 橋 川 渉

草津市障害者グループホーム整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、障害者の生活施設の整備を促進し、障害者の福祉の増進を図るため、社会福祉法人等が実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に規定する共同生活援助を行う施設（以下「グループホーム」という。）の整備に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付の対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、市

内にグループホームを整備しようとする社会福祉法人等（グループホームの整備事業の完了と同時に社会福祉法人等となる見込みがあるものを含む。）とする。

（補助金の対象事業）

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、国、県または民間団体の補助金（以下「各種補助金」という。）の補助対象となるグループホームの整備事業で、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) グループホームの新設（施設内の短期入所整備を含む。）
- (2) 収容定員の増員を図るためのグループホームの増設（施設内の短期入所整備を含む。）
- (3) 老朽化に伴うグループホームの改築（施設内の短期入所整備を含む。）
- (4) 社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて（平成 17 年 10 月 5 日社援発第 1005006 号厚生労働省社会・援護局長通知）に定める対象事業であってグループホームを対象として行われるもの（施設内の短期入所整備を含む。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が特に認めるもの（補助金の額）

第 4 条 補助金の額は、前条第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する場合は、グループホームの整備に要する費用のうち各種補助金の制度に定める補助基本額（補助基準額が適用される場合は、当該補助基準額から各種補助金の制度に定める補助率で除した額）に 4 分の 1 を乗じて得た額とする。

2 前条第 4 号または第 5 号のいずれかに該当する場合は、グループホームの整備に要する費用のうち各種補助金の制度に定める補助基本額（補助基準額が適用される場合は、当該補助基準額）に 4 分の 1 を乗じて得た額とする。

3 補助金の額の算定にあたり、補助対象事業に係る寄附金その他の収入がある場合であって、各種補助金の交付額の算定において当該寄附金その他の収入が控除されていないときは、前各項の規定により算定した補助金の額から寄附金その他の収入の額を控除するものとする。

4 前 3 項の規定により算定した補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付）

第 5 条 市長は、補助金を規則第 16 条第 2 項に規定

する概算払により交付することができるものとする。

（補助金等交付申請書の添付書類）

第 6 条 規則第 3 条第 1 項に規定する交付申請書の添付書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第 1 号）
- (2) 設計図書（着工前の写真を添付すること。）
- (3) 補助対象事業の費用の見積書
- (4) 各種補助金の交付の決定があったことが分かる資料（各種補助金の内示通知含む。）
- (5) その他市長が特に必要と認めるもの

（補助対象事業の変更等の手続）

第 7 条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容のうち次に掲げるものを変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 建物の規模または構造（施設の機能を著しく変更するものに限る。）
- (2) 建物の用途
- (3) 利用定員

2 補助事業者は、補助対象事業を中止し、または廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

3 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、または事業の遂行が困難となったときには、速やかにその理由および補助対象事業の進捗状況を記載した書類を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（補助金の交付の条件）

第 8 条 市長は、規則第 5 条の規定により、補助金の交付決定を行うに当たっては次の条件を付するものとする。

- (1) 補助事業者は、補助対象事業により取得し、または効用の増加した不動産およびその従物については、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、または担保に供してはならない。
- (2) 補助事業者は、補助対象事業により取得した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用をはからなければならない。
- (3) 補助事業者は、補助対象事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿および証拠書類を補助対象事業完了の日の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。

（補助事業等実績報告書の添付書類）

第9条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の添付書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業完了届出書（別記様式第2号）
- (2) 補助対象事業を精算するための設計図書（竣工写真を添付すること。）
- (3) その他市長が特に必要と認めるもの

2 前項に規定する書類の提出期限は、補助対象事業の完了した日から起算して1月以内または補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い日までとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、その都度市長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和6年5月10日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第9条の規定については、なお、従前の例による。

別記

様式第1号(第6条第1号関係)

事業計画書

1 グループホームの概要

- (1) 対象施設の名称および所在地
- (2) 施設の種類 共同生活援助
- (3) 事業の目的および効果（おおむね150字以内で簡潔に記載のこと。）

- (4) 設置主体
経営主体

(5) 利用定員	現在定員	増加定員	合 計
	人	人	人

2 グループホーム整備費に係る事業計画

- (1) グループホームの規模および構造

整備事業(解体撤去工事・仮設施設工事を除く。)

- (ア) 敷地面積 m^2
- (イ) 敷地の所有関係
※ 既存建物の所有関係
- (ウ) 施設整備の区分
- (エ) 建物面積
- ① 新設建物の構造・面積
- | | | | |
|------|-------|-----|-------|
| 建築面積 | m^2 | 延面積 | m^2 |
| 構造 | | 階数 | 階建て |
- ② 既存建物の構造・面積
- | | | | |
|------|-------|-----|-------|
| 建築面積 | m^2 | 延面積 | m^2 |
| 構造 | | 階数 | 階建て |
- ③ 改修または増築部分の構造・面積
- | | | | |
|------|-------|-----|-------|
| 建築面積 | m^2 | 延面積 | m^2 |
| 構造 | | 階数 | 階建て |

(注)1 各室ごとに室名および面積を明らかにした表を添付すること。

2 配置図、各階平面図等を添付すること。なお、増改築、改修の場合は既存建物との関係を示すこと。

(2) 整備費内訳

経 費 区 分		合 計
総 事 業 費	① (=ア+イ+ウ)	円
うち補助対象経費	A (=C+E+G)	円
うち補助対象外経費	B (=D+F+H)	円
ア 本体工事費		円
うち補助対象工事費	C	円
うち補助対象外工事費	D	円
イ 工事事務費等		円
うち補助対象工事費	E	円
うち補助対象外工事費	F	円
ウ ア・イを除くその他経費		円
うち補助対象経費	G	円
うち補助対象外経費	H	円

(3) 補助金の額の算定等

各種補助金の名称		合 計
各種補助金の額の算定	経 費 区 分	
	補助対象経費の額 I (=A)	円
	補助基本額(市4条にいう補助基本額) J	円
	各種補助金の補助率 K	
	各種補助金の額 L (=J×K)	円
補助金の額の算定	補助対象経費の額 M (=J)	円
	補助率 N (=1/4)	
	市の補助基準額に補助率を乗じて得た額 O (=M×N)	円
	P	円
	補助金の額 Q (千円未満切捨て)	円

※各種補助金の額の算定については、採択された各種補助金の内容に応じて適宜変更すること。

(4) 財源内訳

財 源 区 分		合 計
i 各種補助金の額	(=L)	円
ii 補助金の額	(=Q)	円
iii 控除すべき寄附金その他収入	(=P)	円
iv 補助事業者負担金		円
自己資金	()	円
寄付金	()	円
借入金	()	円
合 計 (=①)		円

(5) 施行計画

ア 直営・請負の別	直営	請負
イ 契約予定年月日		年 月 日
ウ 着工予定日		年 月 日
エ 竣工予定日		年 月 日

(6) その他参考事項

様式第2号(第9条第1項第1号関係)

事業完了届出書

1 グループホームの概要

- (1) 対象施設の名称および所在地

- (2) 施設の種類 共同生活援助

- (3) 設置主体
経営主体

(4) 利用定員	現在定員	増加定員	合 計
	人	人	人

2 グループホーム整備費に係る事業実施内容

- (1) グループホームの規模および構造

整備事業(解体撤去工事・仮設施設工事を除く。)

- (ア) 敷地面積 m^2
- (イ) 敷地の所有関係
※ 既存建物の所有関係
- (ウ) 施設整備の区分
- (エ) 建物面積
- ① 新設建物の構造・面積
- | | | | |
|------|-------|-----|-------|
| 建築面積 | m^2 | 延面積 | m^2 |
| 構造 | | 階数 | 階建て |
- ② 既存建物の構造・面積
- | | | | |
|------|-------|-----|-------|
| 建築面積 | m^2 | 延面積 | m^2 |
| 構造 | | 階数 | 階建て |
- ③ 改修または増築部分の構造・面積
- | | | | |
|------|-------|-----|-------|
| 建築面積 | m^2 | 延面積 | m^2 |
| 構造 | | 階数 | 階建て |

(注)1 各室ごとに室名および面積を明らかにした表を添付すること。

2 配置図、各階平面図等を添付すること。なお、増改築、改修の場合は既存建物との関係を示すこと。

(2) 整備費内訳

経 費 区 分		合 計
総 事 業 費	① (=ア+イ+ウ)	円
うち補助対象経費	A (=C+E+G)	円
うち補助対象外経費	B (=D+F+H)	円
ア 本体工事費		円
うち補助対象工事費	C	円
うち補助対象外工事費	D	円
イ 工事事務費等		円
うち補助対象工事費	E	円
うち補助対象外工事費	F	円
ウ ア・イを除くその他経費		円
うち補助対象経費	G	円
うち補助対象外経費	H	円

(3) 補助金の額の算定等

各種補助金の名称		経 費 区 分	合 計
各種補助金の額の算定	補助対象経費の額	I (=A)	円
	補助基本額(第4条にいう補助基本額)	J	円
	各種補助金の補助率	K	
	各種補助金の額	L (=J×K)	円
補助金の額の算定	補助対象経費の額	M (=I)	円
	補助率	N (=1/4)	
	市の補助基準額に補助率を乗じて得た額	O (=M×N)	円
	控除すべき寄附金その他の収入	P	円
	補助金の額	Q (千円未満切捨て)	円

※各種補助金の額の算定については、採択された各種補助金の内容に応じて適宜変更すること。

(4) 財源内訳

財 源 区 分		合 計
i 各種補助金の額	(=L)	円
ii 補助金の額	(=Q)	円
iii 控除すべき寄附金その他の収入	(=P)	円
iv 補助事業者負担金		円
自己資金	()	円
寄 付 金	()	円
借 入 金	()	円
合 計 (=①)		円

(5) 施行計画

ア 直営・請負の別	直営	請負
イ 契約予定年月日	年 月 日	年 月 日
ウ 着工予定日	年 月 日	年 月 日
エ 竣工予定日	年 月 日	年 月 日

(6) その他参考事項

(令和 6 年 5 月 1 0 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 1 5 9 号

草津市 D X 人材育成支援補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和 6 年 5 月 1 0 日

草津市長 橋 川 渉

草津市 D X 人材育成支援補助金交付要綱 (趣旨)

第 1 条 市長は、市内における産業振興を図るため、市内事業者でデジタルトランスフォーメーション(以下「D X」という。)人材の育成、強化および底上げに取り組み、競争力の維持、強化および拡充をしようとする者に対して、予算の範囲内において草津市 D X 人材育成支援補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則(昭和 5 9 年草津市規

則第 1 1 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) D X 企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立することをいう。
- (2) D X 人材 デジタル技術に関する技術やスキルを持ち、その能力を活用して自社の D X 化を推進する人材をいう。
- (3) プロフェッショナル人材 新たな商品・サービスの開発、その販売の開拓や、個々のサービスの生産性向上などの取組を通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材のことをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 中小企業基本法(昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号)第 2 条第 1 項に規定する者または同法第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者であること。
 - (2) 主たる事業の内容が、総務省の定める日本標準産業分類において「製造業」以外の業種であること。
 - (3) 市内に事業所等(仮設または臨時の店舗その他の設置が恒常的なものでないものを除く。)を設置し、補助対象事業を実施できること。
 - (4) 市税の滞納がないこと。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団もしくは同条第 6 号に規定する暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者でないこと。
 - (6) 補助金の交付対象となる事業において、市の他の補助金の交付を受けていないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象としない。
- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号)の規定による許可または届出を要する事業を営む者
 - (2) フランチャイズ契約またはこれに類する契約に基づく事業を営もうとする者
 - (3) 政治資金規正法(昭和 2 3 年法律第 1 9 4 号)

第 3 条第 1 項に規定する政治団体に係る活動をし
ようとする者

(4) 宗教法人法（昭和 2 6 年法律第 1 2 6 号）第 2 条
に規定する宗教団体に係る活動をしようとする者

(5) その他市長が適当でないと認める者
（補助対象経費等）

第 4 条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対
象経費」という。）は、別表のとおりとする。ただ
し、消費税および地方消費税は除く。

2 補助金の額は、前項に規定する補助対象経費の合
計額に 2 分の 1 を乗じた額とし、3 0 万円を上限と
する。

3 プロフェッショナル人材の活用を行った場合は、
前項の額に 1 0 万円を上乗せした額を上限とする。
ただし、プロフェッショナル人材の活用に必要な経
費は、補助対象経費の合計額の 3 / 4 を超えてはな
らない。

4 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合には、
これを切り捨てる。

5 一の補助対象者が補助金の交付を受けることがで
きる回数は、1 回までとする。

（交付申請書の添付書類）

第 5 条 規則第 3 条第 1 項に規定する補助金等交付申
請書の添付書類は、同項の規定にかかわらず、次に
掲げるとおりとする。

- (1) 計画概要書（別記様式第 1 号）
- (2) 実施する事業に関する補足説明資料
- (3) 法人の場合にあつては、履歴事項全部証明書の
写し
- (4) 個人事業主の場合にあつては、開業届の写し
- (5) 財務明細書（貸借対照表、損益計算書）
- (6) 市税の納税証明書
- (7) その他市長が必要とする書類

（意見の聴取）

第 6 条 市長は、前条に規定する申請があつた場合、
補助金の交付にあつては、学識経験者その他関係
団体等の意見を聴くものとする。

（実績報告書の添付書類）

第 7 条 規則第 1 3 条に規定する補助事業等実績報告
書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実績概要報告書（別記様式第 2 号）
- (2) 事業に必要な費用の支払を証する書類の写し
- (3) その他市長が必要とする書類

2 前項の補助事業等実績報告書の提出期限は、事業
完了後 1 月以内または当該補助金の交付決定のあつ
た日の属する年度の翌年度の 4 月 1 0 日までのいず

れか早い日までとする。

（委任）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項
は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 1 0 日から施行する。

別表（第 4 条第 1 項関係）

区 分	内 容
e ラーニング等の受講 に要する経費	受講料、負担金、教材 費、管理料、登録料等
外部の講師を招いて実 施する内部研修に要す る経費	謝礼、旅費、教材費、会 場費、設備使用料等
外部研修の参加に要す る経費	受講料、負担金、教材 費、旅費等
外部の専門家を招いて 技術指導を受ける費用	謝礼、旅費等
プロフェッショナル人 材の活用に必要な経費	報酬費、委託費等
その他	市長が必要と認める経費

別記
様式第 1 号（第 5 条第 1 号関係）

計画概要書

1 計画概要

名称			
代表者名	(役職名)	(氏名)	
本社所在地	〒		
本事業実施場所 所在地	〒		
資本金	万円	従業員数	
設立年月日		業種 (日本標準業分類 ・中分類)	
連絡担当者	職名 TEL e-Mail	氏名 FAX	
業務内容			
その他補助金の活用の 有無	☐ 有（有の場合：活用する補助金名を明記） ☐ 無		
D X (人材育成) 計画の 目的・目標			

現状の課題	
D X（人材育成）計画の全体像（長期計画） ・長期的な計画について人材育成を中心に具体的に明記	1 年目（申請年度）
	2 年目
	3 年目以降

D X推進担当者の設置人数	1 年目（申請年度）名	3 年後名
目標・期待される効果 （改善される項目や数値を記載）		
補助対象事業		

2 経費の内訳 (単位：円)					
経費区分	項目	単価	数量	補助事業に要する経費 (消費税等を除く)	交付申請額 (千円未満切捨) (1/2)
補助対象経費					
補助対象外経費					
合計					

別記
様式第 2 号(第 7 条第 1 項第 1 号関係)

実績概要報告書

1 計画概要

名称			
本事業実施場所所在地	〒		
連絡担当者	職名 TEL e-Mail	氏名 FAX	
事業計画名			
実施事業期間			
実施結果	(設定された目標・成果がわかるように可能な限り数値化して記載してください。)		
今後の展望			

2 経費の内訳

(単位：円)

経費区分	項目	単価	数量	補助事業に要する経費 (消費税等を除く。)	実績額 (千円未満切捨) (1/2)
補助対象経費					
補助対象外経費					
合計					

(令和 6 年 5 月 1 0 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 1 6 0 号

草津市 D X 人材育成支援補助金審査委員設置要綱を次のとおり制定する。

令和 6 年 5 月 1 0 日

草津市長 橋 川 渉

草津市 D X 人材育成支援補助金審査委員
設置要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、草津市 D X 人材育成支援補助金の交付申請書を提出した者を、市が当補助金の交付対象者として認めるか否かを審査するに際して、意見を聴くことで、交付対象者を適切に選定することを目的とする。

(草津市 D X 人材育成支援補助金審査委員の業務)

第 2 条 草津市 D X 人材育成支援補助金審査委員（以下「審査委員」という。）の業務は、事業者が提出する計画概要書等に基づき、人材育成計画の実現可能性にかかる評価を行い、意見書を提出する業務とする。

（草津市 D X 人材育成支援補助金審査委員の委託）

第 3 条 審査委員は、D X（草津市 D X 人材育成支援補助金交付要綱（令和 6 年草津市告示第 1 5 9 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。）の知識に富み、市に対し適切な助言を行う能力を有する学識経験者等から市長が委託する。

2 審査委員の委託期間は、委託の日から当該事業の終了日までとする。

（委託の取消し）

第 4 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、審査委員の委託を取り消すことができる。

- (1) 本人が委託の取消しを希望したとき。
- (2) 法令またはこの要綱の目的に反する行為を行ったと認められるとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が不適格と認めたとき。

（審査委員の責務）

第 5 条 審査委員は、委託業務において知り得た事項について他に漏らしてはならない。

（その他）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 1 0 日から施行する。

（令和 6 年 5 月 1 0 日揭示済み）

草津市長 橋 川 渉

1 送達すべき書類

令和 5 年度市県民税税額変更（決定）通知書 6 件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙のとおり

3 上記の書類については、令和 6 年 5 月 2 1 日に送達があったものとみなす。

草津市告示第 1 6 1 号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 6 年 5 月 1 4 日

令和 5 年度市県民税税額変更（決定）通知書

連番	氏名	住所
1	LE VAN CHUNG	ベトナム
2	VU DINH QUAN	ベトナム
3	秋山 成也	滋賀県草津市山寺町 1 1 6 6 番地1
4	下地 健矢	岡山県津山市河辺 8 6 6 番地 1 レオパレス河辺 1 0 9 号室
5	樽見 功	滋賀県草津市山寺町 1 1 6 6 番地1ー 6 0 0 3 ダイキン山寺社宅
6	原田 雅浩	福井県福井市二の宮2丁目3番8号(207号)

(令和 6 年 5 月 1 4 日揭示済み)

草津市告示第 1 6 2 号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 6 年 5 月 1 4 日

草津市長 橋 川 渉

1 送達すべき書類

国民健康保険税更正・決定通知書

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和 6 年 5 月 2 1 日に送達があったものとみなす。

国民健康保険税更正・決定通知書

連番	発送先宛名	発送先住所	賦課年度	課税年度分
1	LI WEICHU	滋賀県草津市野路東六丁目 5 番 1 8 - 5 0 1 号 f e l i c i a うさぎ	令和 5 年度	令和 5 年度分
2	LU YIFAN 陸 怡凡	滋賀県草津市東矢倉四丁目 1 4 番 6 - 1 7 3 2 号スチューデント HIROSE	令和 5 年度	令和 5 年度分
3	YANG QIFAN 楊 启凡	滋賀県草津市野路九丁目 1 4 番 1 - 2 0 1 号 ALTA 南草津ビュー	令和 5 年度	令和 5 年度分
4	KANG KISEON	滋賀県草津市野路九丁目 1 番 3 5 - 2 1 2 号グラフィーネ草津野路	令和 5 年度	令和 5 年度分
5	NGUYEN THI HA	滋賀県草津市東矢倉二丁目 1 1 番 1 0 - 1 0 1 号サンハイツ東矢倉	令和 5 年度	令和 5 年度分
6	JUNG YOUNGHOON	滋賀県草津市笠山三丁目 1 7 番 2 2 - 1 0 8 号レオパレス ベルハイム笠山	令和 5 年度	令和 5 年度分
7	中島 凌汰	滋賀県草津市青地町 2 7 0 番地 3 - 1 3 0 8 サンクリエート・ハヤシ壹號館	令和 5 年度	令和 5 年度分
8	中島 凌汰	滋賀県草津市青地町 2 7 0 番地 3 - 1 3 0 8 サンクリエート・ハヤシ壹號館	令和 4 年度	令和 4 年度分
9	中島 凌汰	滋賀県草津市青地町 2 7 0 番地 3 - 1 3 0 8 サンクリエート・ハヤシ壹號館	令和 3 年度	令和 3 年度分
10	山本 國雄	滋賀県草津市迫分三丁目 1 2 番 3 - 1 0 7 号迫分エイト	令和 5 年度	令和 5 年度分
11	岡本 庄司	滋賀県草津市南笠東二丁目 6 番 6 - 4 0 2 号ユニオンビル	令和 5 年度	令和 5 年度分
12	DING HAOLUN	大阪府大阪市淀川区塚本 2 丁目 2 1 番 1 1 - 9 0 3 号無番地	令和 5 年度	令和 5 年度分
13	萩原 雄介	滋賀県栗東市下鈎 1 2 4 2 番地 1 （ 3 0 1 号）シャルマントリシティ II	令和 5 年度	令和 5 年度分
14	紙谷 誠二	滋賀県草津市青地町 2 1 3 番地 1 - 3 1 5 ディアコート青地 II	令和 6 年度	令和 5 年度分
15	FERRER BARRANCO ITZIAR	滋賀県草津市東矢倉三丁目 3 9 番 1 - 1 4 3 号滋賀医科大学矢倉職員宿舎	令和 6 年度	令和 5 年度分

(令和 6 年 5 月 1 4 日揭示済み)